

【表紙】

【提出書類】	公開買付報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年3月24日
【報告者の氏名又は名称】	シトコ・トラスティーズ(ユーティール)・リミテッド・アズ・トラスティール・オブ・スリーディー・エンデバー・マスター・ファンド・ツー(CITCO TRUSTEES (UT) LIMITED AS TRUSTEE OF 3D ENDEAVOR MASTER FUND - II)
【報告者の住所又は所在地】	ケイマン諸島、KY1-1205、グランドケイマン、カマナ・ベイ、ネクサス・ウェイ、私書箱31106(89 Nexus Way, Camana Bay, PO Box31106, Grand Cayman, KY-1-1205, Cayman Islands)
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 清野 諒一
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内三丁目4番1号 新国際ビル9階 祝田法律事務所
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	03-5218-2084(代表)
【事務連絡者氏名】	弁護士 奥苑直飛
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)
(注1)	本書中の「公開買付者」とは、シトコ・トラスティーズ(ユーティール)・リミテッド・アズ・トラスティール・オブ・スリーディー・エンデバー・マスター・ファンド・ツー(CITCO TRUSTEES (UT) LIMITED AS TRUSTEE OF 3D ENDEAVOR MASTER FUND - II)をいいます。
(注2)	本書中の「対象者」とは、NTT都市開発リート投資法人をいいます。
(注3)	本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
(注4)	本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
(注5)	本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。
(注6)	本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。
(注7)	本書中の「株券等」とは、投資口に係る権利をいいます。
(注8)	本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
(注9)	本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

- (注10) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。以下「投信法」といいます。)に基づき設立された投資法人である対象者の投資口(以下「対象者投資口」といいます。)を買付けの対象としています。本公開買付けは、法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)(その後の改正を含みます。以下「米国1934年証券取引所法」といいます。)第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書に含まれる全ての財務情報は、日本の会計基準に基づいて作成されており、米国の会計基準に基づくものでなく、米国の会計基準に基づいて作成された財務情報の内容と同等の内容とは限りません。また、対象者は米国外で設立された法人であり、その役員の全部又は一部が米国居住者ではないため、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者(affiliate)に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。
- (注11) 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとしします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとしします。
- (注12) 本書中の記載には、米国1933年証券法(Securities Act of 1933)(その後の改正を含みます。)第27A条及び米国1934年証券取引所法第21E条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知又は未知のリスク、不確実性その他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者、対象者又はそれらの関係者は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることを保証するものではありません。本書中の「将来に関する記述」は、本書の日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者、対象者又はそれらの関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。
- (注13) 公開買付者及び対象者の各フィナンシャル・アドバイザー及び公開買付代理人(それらの関連会社を含みます。)は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法制その他適用のある法令上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法規則第14e-5条(b)項の要件に従い、本公開買付けの開始前、又は本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)中に、対象者投資口を自己又は顧客の勘定で取得する可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、米国においても、当該買付けを行った者のウェブサイト(又はその他の開示方法)においても英文で開示が行われます。

1 【公開買付けの内容】

(1) 【対象者名】

NTT都市開発リート投資法人

(2) 【買付け等に係る株券等の種類】

投資口

(3) 【公開買付期間】

2025年1月28日(火曜日)から2025年3月21日(金曜日)まで(36営業日)

2 【買付け等の結果】

(1) 【公開買付けの成否】

本公開買付けにおいては、本公開買付けに応じて応募された投資口(以下「応募投資口」といいます。)の総数が買付予定数の下限(115,279口)に満たない場合は、応募投資口の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しておりましたが、応募投資口の総数(65,678口)が買付予定数の下限(115,279口)に満たなかったため、公開買付開始公告(その後の公開買付条件等の変更の公告を含みます。)及び公開買付届出書(その後提出された公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。)に記載のとおり、応募投資口の全部の買付け等を行いません。

(2) 【公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名】

法第27条の13第1項の規定に基づき、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、2025年3月24日に本公開買付けの結果を報道機関に対して公表しました。

(3) 【買付け等を行った株券等の数】

株券等の種類	投資口に換算した応募数	投資口に換算した買付数
投資口	65,678(口)	—(口)
新投資口予約権証券	—	—
合計	65,678	—
(潜在株券等の数の合計)	—	(—)

(4) 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(個)(a)	—
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	—
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	—
報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)	32,420
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	—
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	—
対象者の総株主等の議決権の数(2025年2月28日現在)(個)(g)	1,469,279
買付け等後における株券等所有割合 $((a+d)/(g+(b-c)+(e-f)) \times 100)(\%)$	2.21

(注1) 「報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)」は、各特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数(2025年2月28日現在)(個)(g)」は、対象者が2025年3月10日に提出した自己株券買付状況報告書に記載された2025年2月28日現在の発行済投資口の総口数(1,482,035口)から、同日現在の対象者が所有する自己投資口数(12,756口)を控除した投資口数(1,469,279口)に係る議決権の数です。

(注3) 「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(5) 【あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算】

該当事項はありません。